

# 宮崎の自然と環境協会会則

(名称)

第一条 この会を「宮崎の自然と環境協会」という。

2 この会の住所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第二条 この会は宮崎県内の自然環境の保全とその現状や新知見の記録・保存を行い、それらに関する身近な研究・活動発表の場を提供するための会誌「宮崎の自然と環境」を発行することを目的とする。

(会員)

第三条 この会は第二条の趣旨に賛同する個人会員、団体会員、賛助会員で組織する。

第四条 この会に入会しようとするものは、所定の申込書に会費をそえて本会に申し込むものとする。

2 本会を退会するものは、その旨を本会に通知するものとする。

(会誌)

第五条 会誌は年1回発行する。

2 会員は会誌を受けとり、また会誌に投稿することができる。

(会費)

第六条 会費は年額3,000円とする。

2 年会費はその年度の末日(3月31日)までに納入しなければならない。

(役員)

第七条 この会に下記の役員を置く。

会長 1名

会計 1名

渉外 1名

事務 2名

編集 2名

第八条 役員任期は2年とし、留任を妨げない。

(役員会)

第九条 役員会は会務について審議し、会の運営方針を決定する。

2 役員会は会則について審議し、決定する。

3 役員会は次期役員選出について審議し、決定する。

(監査)

第十条 この会に監査1名を置く。

2 監査は会計監査を行う。

(顧問)

第十一条 この会に役員会の推薦により顧問を置くことができる。

(会計)

第十二条 この会の事業年度は4月1日から、翌年の3月31日までとする。

(設立年月日)

第十三条 本会の設立年月日は平成28年4月27日とする。

(会則の施行日)

附則 本会則は平成28年5月2日に施行する。

本会則の一部を改訂し、平成29年11月1日から施行する。

本会則の一部を改訂し、平成30年6月19日から施行する。

本会則の一部を改訂し、令和7年4月22日から施行する。